

令和元年度第2回 富士見市こども家庭福祉審議会会議録要旨

<日時>令和元年8月30日(金)午後1時30分～3時30分

<開催場所>中央図書館 視聴覚ホール

<出欠状況>

矢島	宮	岩田	柳原	松本伸	田中	高橋
○	○	○	○	○	○	○
細谷	成田	石川	横田	伊藤	翁川	松本由
○	×	○	○	○	○	○
安達	遠藤					
○	○					

<事務局>

子ども未来部長 子育て支援課長 子育て支援課副課長
 保育課長 保育課副課長 保育課主査
 子ども未来応援センター所長 みずほ学園長

<傍聴人>

0名

<次第>

- 1 開 会 子育て支援課長
- 2 あいさつ 子ども未来部長
- 3 議 題
 - (1) 第一期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
 - ・第1節教育・保育事業(シート1)について
 - (2) 第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - ・幼児教育・保育の無償化の概要
 - ・計画骨子案について
- 4 事務連絡
- 5 閉 会

<議事>

(1) 第一期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
 ～資料1(シート1)に基づき説明～

【会 長】シート1について、何か質問等ございますか。

【委 員】子育て短期支援事業についてお伺いします。調査結果の報告書を見た時に、例えば就学前児童調査で「子育てをする上で相談する人がい

ない」という回答が 4.5%と、少ないようですが 20 人に 1 人です。相談できる人がいないという方もいる中で、ファミリー・サポートが 0～5 人は少なすぎるのではないのでしょうか。エマージェンシーを出している人達への施策が伴っているのかと疑問に思います。もう一点、個人的な考えかもしれませんが、介護の世界では、緊急事態に施設に預ける事はよくありますが、今は介護疲れの休養という意味で施設を利用される方も非常に多いです。介護の世界ではそういったセーフティネットが出てきており、軌道に乗り始めています。一方で、乳幼児の保護者の育児疲れ、仕事で疲れて帰ってきて、子どもも泣いて言う事を聞かない、というようなお母様達はどう救われているのかと思います。この数字を見ると施策が反映されていないように感じます。今後の課題かもしれませんが、心に留めておいていただきたいです。

【事務局】 子育て短期支援事業につきましては、おっしゃる通り第 1 期計画の中で利用がかなり少ないという状況が続いております。より利用しやすいような状況を整えるとともに、周知に関しても検討してまいります。

【事務局】 補足いたします。資料 1、一番最後のページにファミリー・サポート・センターがございます。4 番の子育て短期支援事業の緊急ファミリー・サポート・センターとはセットになっているものです。通常ファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい親が、預かってくれる人をお願いする事業です。緊急時のファミリー・サポート・センターは病児・病後児の子どもを預かってもらう事業で、年間で言うと昨年度は 40 件の実績がございます。しかし宿泊を伴う預かりというと、ニーズ調査結果にも出てきますが、他人に子どもを預けたくない、自分の子どもの看病は自分でしたいと考える親が一定数います。市としては病児・病後児の保育の仕組みは整えておりますが、利用するかどうかは各家庭の事情や考え次第です。今回の審議会で報告すべき子育て短期支援事業は宿泊を伴う緊急時のファミリー・サポートであり、利用は 0～5 件が続いております。もう少し周知を計る必要はあるかと思えます。

【委員】 資料のパーセンテージを無視してはいけないと思います。自分の子どもを看病したいという気持ちは非常によくわかりますが、全員がそのようにできるわけではありません。やむを得ず預けなければならない家族を、市はどれだけ把握しているのでしょうか。

【委員】 調査結果からも、ニーズがありそうな背景は浮き彫りになっていると思ったので私も気になりました。緊急のサポート体制というのは、急にお母様が病気になられてお子さんの保育に困るといったような場合に

は活用できないシステムなのでしょうか。例えば、妊娠中のお母様が出産予定日より早く産気づいてしまって、出産は夜をまたぐ、出産予定日付近で両親に来てもらうよう頼んでいたけど急で間に合わない、お父様も仕事で来られない、といった場合に、上のお子さんを預けられる緊急のファミリー・サポート・センターが本当は必要なのではないのでしょうか。他の自治体ではそういったサポートを始めている所もあるので、私は緊急時のファミリー・サポート・センターもそうだと思っていましたが、要はある程度予測の立つ場合のサポートしか受け入れられないという状況なのでしょうか。

【事務局】 必ずしも予測の立つものだけでなく、緊急時のサポートですので、ある程度そこは見込んだ上での対応になります。しかしご意見としてはおっしゃる通りで、本当に緊急で困った場合のスピード感を持った対応についてどこまで可能なのか、研究したいと思います。

【会長】 子ども対象、親対象、といった問題だと思いますが、いずれにしても今後の課題だと思います。

【委員】 ファミリー・サポート、緊急時のサポートをやっております。実情として、子どもも予定を持って熱を出すわけではないので、例えば保育所で熱が出たのですぐにお迎えに来てくださいと言われ、親も仕事ですぐに行けない、そういった場合に緊急時のファミリー・サポートとして連絡が来る場合もあります。しかし富士見市には統括する事務所がなく、さいたま市にある本部から連絡が来るので、本部の方は富士見市の提供会員とはあまり面識がなく、提供会員側としても電話ではやり取りしても本部の方と面識がなく、預かる側も不安が伴います。お願いする側もそうだと思います。面接も緊急時だとできないので、電話で依頼を受けてお迎えに行き、面識のないお子さんをお預かりする。お互いに不安がある状況で行っていると私は感じます。希望ではありますが、富士見市に緊急サポートの統括部署ができれば、地域に詳しい職員の方が、私達に依頼してくださるといった体制ができて安心ではないかと感じます。

【会長】 実際にやってらっしゃる方も不安があるという事です。これについてはこの場で結論が出るものではないので、ぜひ検討していただけたらと思います。

【委員】 私は依頼会員で、緊急サポートもファミリー・サポートも仕事を始める時に登録はさせていただきましたが、実際に利用をした事はないです。やはりどうしても知らない人に預ける不安もありますので、何とか利用せずにやってきた側です。ファミリー・サポートに関しては事前

に面接させていただきましたが、その地域の提供会員はこの人しかいませんという事で、近所の方も皆同じ人にしか預ける事しかできないようです。圧倒的に提供数が少ないと感じております。一方で、仕事に出たいけど仕事に出られないお母様で、空いた時間に何かできないかと探している方もたくさんいらっしゃいます。ファミリー・サポート・センターの提供会員さんの空いた時間が依頼会員さんのニーズとマッチングすれば可能ですし、このサポートがある事自体は十分周知がされていると思います。しかし一回の利用が500円くらいだと思いますが、仕事の代わりとしてやりたいお母様にとって、500円で知らないお子さんをいきなり預かるのは、安全上の問題など含めて不安もあると思います。仕事に出るほどではなくても、パートに出るくらいの料金に上げることができれば、もっと提供会員の方も増えるのではないかと思います。

【会長】こういう考え方もあるという事も含めて、ご検討いただきたいと思います。

(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について

・幼児教育・保育の無償化の概要

～資料2に基づき説明～

【会長】何かご質問等はございますか。

【委員】無償化の月額上限というのは、1世帯につきという事ですか。子ども1人につきという事でしょうか。

【事務局】子ども1人につきという事です。

【委員】一番下の「就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化」とありますが、これは療育施設の事でしょうか。

【事務局】みずほ学園のような、児童発達支援事業所を使っている3歳～5歳の子どもは無償化になるという事です。

【委員】現在1号認定、2号認定とありますが、これに代わり新1号認定、新2号認定を受ける事になるという事で、自分が今どうしたらよいかわからないという声があります。例えばパートで働いていて施設を利用するのに、新1号認定が良いのか新2号認定が良いのか、どれが得になるのかわからず困っている方が非常に多くいらっしゃいます。周知の方法については何か具体的なものはございますか。

【事務局】本日は国の資料をそのまま説明させていただきましたが、おっしゃる通りで、利用する施設に対して自分は何をすればよいのかわかりづらいと思います。幼稚園を利用される方には幼稚園向けの手続き等を書

いた資料を、認可外や一時預かりを利用している方にはそこ向けの資料を作る等、利用する施設によって手続きやサービスが変わるので、それぞれ絞り込んだ資料を何種類か作成し、それぞれで配布して周知しています。

【委員】これは総合的な資料で、個別の資料が別にあるという事ですね。

【事務局】こういう手続きをしてくださいという説明資料と、申請書を配布しております。

【委員】保育園や幼稚園の送迎にファミリー・サポート・センターを使っている方も、併用はできるのでしょうか。

【事務局】できません。保育所や認定こども園を利用していると、その保育料が無償化になるので、プラスアルファの部分で無償化になる事はないです。

【委員】病児保育事業の併用はいかがでしょうか。

【事務局】「認可外保育施設等を利用する子供たち」という括りですので、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は、保育所等は利用せずに、この中に書いてあるものだけを利用する場合は併用ができるという意味です。

【会長】無償化についてわからない事があれば、また個々で事務局の方にお尋ねいただければと思います。

・計画骨子案について

～資料3に基づき説明～

【事務局】骨子については今回ご意見をいただきました後、素案という形にまとめたいと考えております。現段階で、特に後半の各事業については、ニーズ調査の結果等をさらに検討し、事業量の見込みを今後組んでいくところです。その段階で、前半の統計資料等についても別の資料を使う事もありますので、あくまで今は計画のイメージとなってしまいますが、このような流れで作成していくという事でご了承をお願いします。

【会長】説明の通り、本日の骨子案はまだ具体的なものではなく、今まで実施した調査の結果を載せており、その結果や皆様の評価シートをベースにして、課題や施策内容について、次回以降に反映する事になると思います。第1期計画と今回の骨子とどこがどう変わったのか、次回の時までに見ていただくと話を進めていく上でよいと思いますので、ぜひ一ヶ月の間をお願いいたします。現段階で、例えば23ページ「本市の子ども・子育てに関する課題」という事で事務局から4点挙げられていますが、次回ここに文章を入れるにあたって、何か要望やこういった事を考

えなければならぬのでは、といったご意見があればお願いいたします。

【委員】児童虐待の相談件数について。富士見市だけで平成30年度に154件の相談があったという事でしょうか。それに対し、第1期計画の進捗状況の資料で、6番の養育支援訪問事業について、訪問対応したのが1件という結果でした。154件の相談に対し、育児相談に乗ったり支援を行ったのが1件だけだったという事でしょうか。

【事務局】児童虐待の市への通報については、障がい福祉課の方で対応しております。養育支援事業については、緊急対応が必要になる部分と、生活そのものをサポートするという事業があります。虐待の対応とは別に、その背景となっている、例えば家事ができないような保護者もいらっしゃるもので、そのあたりのサポートも行っておりますが、そのサポートを受け入れてくださる家庭とそうではない家庭もあります。担当課は通報に対しての緊急対応は別に行っていますが、継続的な生活の援助を受け入れてくださった家庭が、30年度の実績では1件という内容になっております。

【委員】通報に対してのアプローチはすぐに行っているのですか。

【事務局】必ずしも通報をきっかけに支援が始まるわけではなく、保健師等が新生児訪問をする中で気付いて、例えば育児放棄のような家庭が見つかった際に相談をしながらサポートをし、定期的にヘルパーや保健師が訪問を行うような事が、養育支援事業の数字に表れております。

【事務局】補足をします。養育支援訪問事業について、児童虐待とは少し括りが違います。養育支援訪問事業を受ける方は、お子さんが生まれて育てる中で、その家庭で養育をする事が難しいと判断された場合にヘルパーさん達が訪問する事業です。通報によってという事もあるかもしれませんが、今のところはないです。基本的に産後鬱や親が疾患を持っていて難しいと判断された家庭に、養育支援訪問が入ります。お子さんの年齢も12ヶ月までです。虐待というのは色々な年齢の場合があるので、必ずしも該当するわけではありません。

【会長】虐待の相談件数は、乳幼児に限らず小学生くらいのお子さんも含めという事ですね。この虐待の相談や通報は増加傾向にあります。それに対する対応の仕方や解決策は今後考えなくてはならない課題なので、検討が必要かと思えます。他にございますか。

【委員】20ページ、高学年の時の放課後を過ごさせたい場所について、「その他（公民館、公園など）」の回答が21.7%と高いと感じました。質問に対し、保護者が公園や公民館で過ごさせたいというのは、どういう意図なのでしょう。

【委員】アンケートを回答した側の意見となりますが、周りのお母様の意見として、家でゲームをさせたくないという理由で、公園や児童館などで遊んでもらいたいという声もありました。家でゲームをするよりは、外で友達と遊んでもらいたいという理由です。

【副会長】格差的なところもあると思いますが、学習塾や習い事には行けなけれども、家でいるよりは公民館に行けば友達と話したり遊んだりできるので、そちらで過ごさせたいという意味もあるのではと思いました。

【委員】居場所の必要性を感じました。

【副会長】家に帰って1人であるというのは、居場所にはならないのかと思います。

【会長】他にご意見、ご質問はございますか。

【委員】21 ページの児童虐待についての話がありましたが、資料では P.19 ～「3 地域の状況」の括りに入っており、唐突に出てくる感じがします。虐待というのは地域の中でというより家庭の中で起こる事ですよ。「1 家庭の状況」の括りに入れるべきではないでしょうか。資料を提供する時に、順番を確認する必要があると思います。他にも例えば、P.4～市の概要がありますが、唐突に「世帯数・世帯人数の推移」の統計が出てきます。なぜいきなりここで出てくるのだろうと思います。「年齢3 区分別人口の推移」、「0～14 歳人口の推移」と続き、世帯数の推移のあとに「2 出生の状況」と出てきて、順番がおかしいと感じます。資料を提供していただく時に、これについての詳細はこれ、と順番に把握がしやすいように確認していただくと見やすくなると思います。ご検討よろしくをお願いします。

【事務局】検討いたします。

【会長】統計や資料を提示する順番をわかりやすいものにして欲しいという要望です。体裁については今までのものより変わっている部分があり、デザインは今後検討するところ です。

【事務局】骨子はかなり圧縮した形になっているので、体裁については素案の段階でまた見ていただければと思います。第1 期から変わっている部分は目次でも確認いただきましたが、例えば 22 ページ～第1 期計画の振り返りが入ります。また次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策については資料編に移し、今後は進捗管理の対象としないというのが、作り方の中では変わっている部分です。

【会長】今後また検討する場面が出てくるかと思いますが、その時はよろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

【副会長】23 ページ～本市の子ども・子育てに関する課題について、少しは

ずれるかもしれませんが、21 ページを見ると虐待の相談件数が非常に増えています。これに対しての対策・対応が入ってもよいのではと思います。

【事務局】担当課とも調整しながら、検討いたします。

【会 長】数字で出ているものを見た時に、これだけ増えているものに対してどう対策するのだろうかというのは気になるころだと思います。それに対する考え方や対策も載せないと読み手も不安になると思うので、よろしく願いいたします。他にはよろしいでしょうか。それでは議題については終了いたします。

6. 事務連絡

【事務局】第1期計画の評価と第2期計画の策定に関する審議を並行して行っていただいておりますが、前回ご記入をお願いした第1期計画の評価に関する「シート2」についてもお帰りの際に回収させていただきます。次回改めてご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7. 閉 会 副会長